月の無料相談

	相談名	В	時	場	所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談		12日・19日・26日(火)	13:30~16:30	広報広聴課	(☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)
市民相談		月~金曜日	8:30~17:15			市に対する要望、苦情、意見など (担当職員)
司法書士相談		13日(水)	13:30~15:30			相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法 律問題(司法書士) ※予約制
行政書士相談		21日(木)	13:30~16:30			相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの 作成に関すること(行政書士) ※予約制
総合労働相談		8日(金)	13:30~16:30	広報広聴課		労働・社会保険関係、働き方改革関連など (社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)
土地家屋調査士相談		13日(水)	13:30~15:30	広報広聴課		土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)
行政相談		20日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	(☎内線2376)	国や県・市など行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)
税務相談		8日(金)·12日(火) ·19日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部	® (☎ 824-5055)	税に関すること (税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)
心配ごと相談		毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会	(2 821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
消費生活相談		月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター	_ (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談		月~金曜日	8:30~17:15	こども相談課	(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談		月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援セン	ンターさくらんぼ (☎ 823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談		月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センター	-ほか (☎ 822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談		火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター	(2 823-7838)	青少年についての困りごと (相談員) ※電話相談可
教育電話相談		月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室	(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談		月、水〜金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地	(2 823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員・弁護士)
人権相談		月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局	上浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談		毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館	(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
精神保健相談		15日(金) 26日(火)	14:00~16:00 14:30~16:30	土浦保健所	(2 821-5516)	精神障害者の医療などに関すること。 (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。
女性	フェミニスト相談	13日 · 20日 · 27日(水)	11:00~15:40	男女共同参画セン	ンター (な 827-1107)	日時が変更になる場合があります。 夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど
たの		9日(土)	10:00~14:40			(専門の女性カウンセラー) ※予約制 家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさま
めの	一般相談	8日·22日(金)	13:00~16:00			ざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センター くらしの豆知識

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意を

間消費生活センター(☎823・3928

《事例》「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政から委託

を受けて消毒に回っている。都合のよい日を教えてほしい

と業者から電話がかかってきた。市役所からの委託なのか、

《アドバイス》情報提供としてうかがい、社会的に関心の高い話 題に便乗した悪質商法について説明しました。高額な商品や サービスの契約につながる可能性があるので、訪問したいと 言われてもきっぱり断ることが大切です。

えだった。不安につけ込む悪質な勧誘だと思うので、情報提 費用はかかるのか、などを聞いたが、はっきりしない受け答

マスクの転売禁止

定または多数の者へ転売することが規制の対象となります。 額よりも高い価格で、インターネットや店舗などを通じ、不特 小売店舗やインターネットで購入したマスクを、購入した金 マスクの転売規制の制度が、3月15日に施行されました。

▼デマや根拠のない情報に注意!

う注意しましょう。 ンターネット、口コミによる根拠のない情報に惑わされないよ 何かあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。 「新型コロナウイルス予防に効果がある」などの広告表示やイ

5月は消費者月間です

います。 費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行って 消費者団体、事業者団体、行政などが一体となって、消

テーマ「豊かな未来へ~『もったいない』から始めよう~」